

農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の見直しについて

1. 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の法的な位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営体を育成する施策を総合的に講じ、日本の農業生産の基盤となるような農業経営を確立することを目的に、「農業経営基盤強化促進法」が平成5年に制定されている。

この法に基づき、

都道府県では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（「基本方針」）

市町村では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（「基本構想」）

を定めることとなっている。

2. 「基本構想」の内容

基本構想は、他産業並の農業所得（480万円）と労働時間（2,000時間）を確保する効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような、あるべき農業構造を示したものである。

具体的には

(1)市が育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標

(2)育成すべき経営体の目標数

(3)上記の農業経営を営む者に対する農地の利用集積目標

(4)上記の農業経営を目指して経営改善を図ろうとする者（いわゆる認定農業者）への集積支援のあり方

などを定めている。

基本的な構想を策定することにより、認定農業者制度や農地の利用集積事業等が円滑に実施できることとなる。

3. 基本構想の見直しの時期について

基本構想は、平成6年4月に策定し、農業経営基盤強化促進法施行令に基づき、おおむね5年毎に見直すこととなっている（施行令 第2条）。

4. 今後の予定

県の基本方針が平成27年11月に見直しされたことを受け、平成28年度中に基本構想の見直しを行っていく。